

○札幌大学奨学生規程

平成3年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）の学生に対し、奨学金の給付又は貸与を通じて学修を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学金を受けることができるのは、本学の正規課程に在学している者とする。

(種類)

第3条 札幌大学奨学生（以下「奨学生」という。）の種類は、特別給付奨学生、生活支援奨学生、緊急生活支援奨学生及びウレシパ奨学生とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別給付奨学生

ア 成績優秀特別奨学生

人物及び学業成績が特に優秀であり、奨学金を給付することにより、著しく学修効果の向上が期待できる者

イ 課外活動優秀特別奨学生

人物及び課外活動における資質が優秀であり、奨学金を給付することにより、課外活動における成果が見込まれ、課外活動コーディネータ会議から推薦された者

(2) 生活支援奨学生

ア 生活支援奨学生（学業成績）

経済的に修学経費の援助が特に必要であり、人物及び学業成績が優秀である者

イ 生活支援奨学生（課外活動）

経済的に修学経費の援助が必要であり、人物及び課外活動における資質が優れ、課外活動コーディネータ会議から推薦された者

ウ 生活支援奨学生（学業・入学）

経済的に修学経費の援助が必要であり、本学が定める入学試験に合格し、学生に関する検討会議から選考された者

(3) 緊急生活支援奨学生は、家計急変等により修学経費の支弁に特に支障を来した者

(4) ウレシパ奨学生は、ウレシパ奨学生候補選考委員会において、ウレシパ奨学生候補として選抜され、入学後推薦された者

2 外国人留学生については、別表に定める。

(金額及び採用人数)

第4条 奨学金の金額及び採用人数は、別に定める。

(出願資格)

第5条 奨学金の種類ごとの出願資格は、別に定める。

(募集及び出願時期)

第6条 募集及び出願の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成績優秀特別奨学生及び生活支援奨学生(学業成績)は、セメスターの始めとする。ただし、1年次春学期第1セメスターを除く。
- (2) 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生(課外活動)及び生活支援奨学生(学業・入学)の募集及び出願の時期は別に定める。
- (3) 緊急生活支援奨学生は、家計急変等の事情が生じたときとする。
- (4) ウレシパ奨学生の募集及び出願の時期は別に定める。

(選考機関)

第7条 奨学生の選考及び審査は、学生に関する検討会議において行う。

(選考方法及び選考基準)

第8条 選考方法及び選考基準は、別に定める。

(採用)

第9条 第7条及び第8条に基づき、所定の手続きを経て選考された者を、奨学生として採用する。

(給付又は貸与の期間)

第10条 奨学金の給付又は貸与の期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成績優秀特別奨学生又は生活支援奨学生(学業成績)への給付は、当該セメスター限りとする。
- (2) 課外活動優秀特別奨学生又は生活支援奨学生(課外活動)及び生活支援奨学生(学業・入学)への給付の期間は、別に定める。
- (3) 緊急生活支援奨学生への貸与は、原則として、家計急変事由が生じた当該セメスターとするが、別に定める基準を満たすときは、継続を認めることがある。ただし、年度を超えて貸与しない。
- (4) ウレシパ奨学生への給付の期間は別に定める。

(給付又は貸与の時期及び方法)

第11条 奨学金の給付又は貸与の時期及び方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別給付奨学生及び生活支援奨学生には、学費等納付金の納付時に給付する。
- (2) 緊急生活支援奨学生には、学費等納付金の納付時に貸与する。
- (3) ウレシパ奨学生への給付の時期は別に定める。

(重複奨学生の禁止)

第12条 特別給付奨学生、生活支援奨学生及びウレシパ奨学生は、他の奨学生を兼ねることができない。

(辞退)

第13条 奨学生が奨学金の給付又は貸与を辞退するときは、別に定める手続きをもって願出なければならない。

(奨学生の取消し)

第14条 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、これを取り消す。

- (1) 退学したとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 辞退したとき。
- (4) 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）においては当該クラブを退部したとき。ただし、この場合は課外活動コーディネータ会議において資格継続の判断を行うことができる。

2 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、奨学金の給付又は貸与を取消すことがある。

- (1) 学則その他の規則等に違反し、懲戒を受けたとき。
- (2) 奨学金の手続又は呼出しに理由なく1月以上遅れたとき。
- (3) その他奨学生として不適当と認められたとき。

3 課外活動優秀特別奨学生又は生活支援奨学生（課外活動）及び生活支援奨学生（学業・入学）の継続要件は、別に定める。

4 奨学生が、奨学生を取り消されたときは、別に定めるところにより奨学金を返還しなければならない。

（出願の制限）

第15条 前条第2項により奨学生を取り消された者は、再び奨学生の出願をすることができない。

（変更届）

第16条 奨学生又は奨学金を償還中の者は、提出済みの書類の記載事項に変更が生じたとき、直ちに変更届を提出しなければならない。

（利息）

第17条 貸与した奨学金の利息は、無利息とする。

（償還）

第18条 貸与した奨学金の償還は、奨学生が本学を卒業又はその他の理由により学籍を失ったときから開始する。ただし、在学中に償還を開始することを妨げない。

2 償還期間は開始から20年以内とする。詳細については、別に定める。

（償還方法）

第19条 償還方法は月賦とし、本人指定の金融機関預金口座から口座振替とする。

2 毎回の割賦金額は別に定める。

（償還猶予）

第20条 奨学金の貸与を受けた者から、次の各号のいずれかの理由により償還猶予願いが提出されたときは、償還を猶予することがある。

- (1) 大学又は短期大学に在学したとき。
- (2) 大学院に在学したとき。
- (3) 償還を遅延せざるを得ない特別の事情が発生したとき。

（償還免除）

第21条 奨学金の貸与を受けた者又は関係者から、次の各号のいずれかに該当する償還免除

願いが提出されたときは、未償還金の償還を免除することがある。

- (1) 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。
- (2) 本学の名誉を著しく高める功績があったとき。
- (3) 特別の事情により免除の願い出があったとき。

(償還期間及び割賦金の変更)

第22条 本学奨学金を貸与された者が、本学に入学、編入学し、再び奨学生になった場合、本人の願い出により償還期間及び割賦金を変更することができる。

(施行要領)

第23条 この規程を円滑に運営するために、施行要領を定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、平成3年度入学生から適用する。ただし、第4種奨学生及び第10条に規定する奨学生は、昭和63年度入学生から適用する。

なお、昭和63年度から平成2年度の間に入學した学生には、当該者の最短修業年限の内に限り、「平成2年度学校法人札幌大学奨学金取扱要領」に基づき奨学金を給付する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年度以前採用者は、第19条及び第20条にかかわらず、本人の希望により従前のおりとするすることができる。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

- 3 平成24年度以前入学生は、第7条、第25条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条、第14条にかかわらず、なお従前のおりとする。

別表1 (省略)

○札幌大学奨学生規程施行要領

平成3年4月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、札幌大学奨学生規程（以下「奨学生規程」という。）第23条の規定に基づき、同規程を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(出願書類)

第2条 奨学生への出願者は、奨学生願書（様式1）を提出するものとする。

2 課外活動優秀特別奨学生、生活支援奨学生（課外活動）、生活支援奨学生（学業・入学）、緊急生活支援奨学生及びウレシパ奨学生の出願者は、主たる家計支持者の収入金額を証する書類を提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じ他の証明すべき資料の提出を求めることがある。

(受付及び選考基準)

第3条 奨学生の受付及び選考基準は、奨学生の種類ごとに別に定める。

(採用手続)

第4条 奨学生の採用通知書（様式2）は、採用決定後14日以内に本人及び奨学生願書記載の身元保証人に送付する。

2 奨学生に採用された者は、指定期日までに本人及び身元保証人連署の奨学生誓約書（様式3）を提出しなければならない。

3 採用通知書には、奨学生の種類、給付又は貸与金額、期間を記載するものとする。

(給付及び貸与の方法)

第5条 奨学金の給付及び貸与する奨学金は所定の銀行口座への振込みとする。振込日は当該年度ごとに定めるところによる。

(激励及び警告)

第6条 奨学生が修得した成績又は単位修得状況が悪い場合は、激励又は警告の通知をし、指導する。

(辞退手続)

第7条 奨学生を辞退する者は、辞退願書（様式5）により願い出なければならない。

(奨学金の受領資格喪失)

第8条 奨学生規程第15条の規定により奨学金の給付又は貸与を取り消された者（以下「取消者」という。）は次に掲げるときから受領資格を喪失する。

(1) 退学、除籍、辞退、休学による取消しは、異動のあった日の翌日

(2) 奨学金の受領資格を喪失した日から日割で返還を求める。

(償還計画書及び借用証書)

第9条 生活支援奨学生（貸与制）及び緊急生活支援奨学生が奨学金を受領し終えたときは、それまでに貸与された奨学金全額（以下「借用金額」という。）の償還計画書（様式4）及び借用証書（様式8）を提出しなければならない。

(償還期間、割賦金、償還日)

第10条 償還者は、償還計画書（様式4）に従い償還する。償還期間、割賦金、償還日については別に定める。

(償還期間及び割賦金の変更手続き)

第11条 奨学生規程第22条に基づき、割賦金及び償還期間の変更を願い出る者は、奨学金償還期間（割賦金）変更願（様式9）を提出しなければならない。

2 前項により願い出た者の新しい償還期間及び割賦金については別に定める。

(償還猶予手続)

第12条 奨学生規程第20条の規定に基づき、償還の猶予を願い出る者は、猶予願書（様式6）及

び猶予後の償還計画書を提出しなければならない。

- 2 奨学生規程第20条第1号又は第2号による猶予願いには、在学証明書を添付しなければならない。
- 3 奨学生規程第20条第3号による猶予願いには、必要に応じ証明すべき資料の提出を求めることがある。
- 4 償還猶予願いを受け取ってから、1月間以内に償還猶予の許可又は不許可を当該者に通知するものとする。

(償還免除手続)

第13条 奨学生規程第21条に基づき、償還の免除を願出る者は、償還免除願(様式7)を提出しなければならない。

- 2 当該者が死亡したことによる願出には、死亡証明書を添付しなければならない。
- 3 奨学生規程第21条第2号又は第3号に基づく願出には、必要に応じ証明すべき資料の提出を求めることがある。

(償還の延滞)

第14条 貸与した奨学金の償還が1月間以上遅延したときは、その償還を督促する。

- 2 償還が6月間以上遅延したときは、未償還金の全額を一括償還しなければならない。ただし、延滞利息は課さないこととする。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第18条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第13条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第13条にかかわらず、従前のおりとする。

- 3 平成24年度以前入学生は、第15条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。
別表・様式（省略）